

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令案」（仮称） 概要

第一 特定地域内学部収容定員の算定【令第一関係】

- 1 年次別収容定員・・・年次別の入学定員及び編入学定員の数に相当する収容定員
 - 2 特定年次・・・学生が特定地域内に所在する校舎で受けることとなる授業科目の単位数が、その教育課程の全授業科目の単位数の2分の1を超えることとされる年次
- ※ 授業時間の2分の1を超える時間を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目に係る単位数は、全授業科目の単位数に算入しない（第二も同様）。

第二 専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定【令第二関係】

学科の修業年限の別による区分（「学科区分」）ごとの生徒総定員のうち、生徒が特定地域内に所在する校舎で受けることとなる授業の時間数・単位数が、その教育課程の全授業科目の時間数・単位数の2分の1を超えることとされる学科区分に係るものを合算

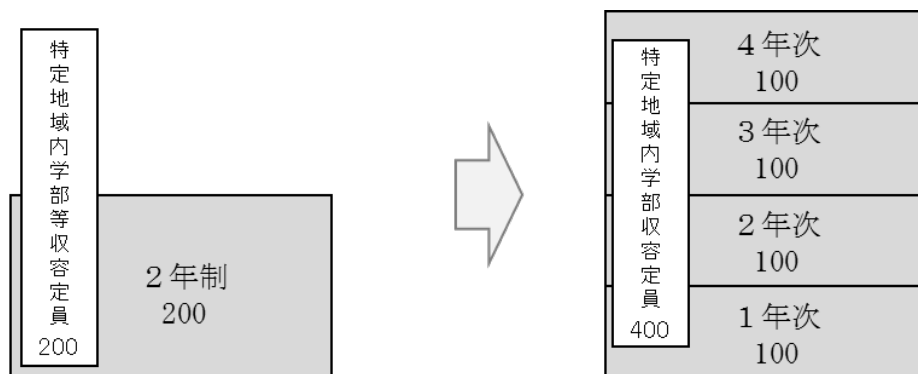
※ 特定地域内学部等収容定員に算入しないもの・・・①夜間制・通信制、②平成32年1月1日以後に増加されたもの、③6か月以上授業を行っていないもの、④週6時間以上授業を行う等の要件を満たす専任教員（校長を含む。）の数が専修学校設置基準に定める専任教員の数に満たないもの

第三 専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員を減少させる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の範囲【令第三関係】

減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。

※修業年限が長くなる場合には必要な程度の例外あり。

（例）2年制の専修学校の専門課程を廃止して、4年制の大学の学部を設置する場合



$$(200人/2年) \times \{(4年 - 2年) + 2年\} = 400人$$

※灰色部分が特定地域内に存在する収容定員

第四 抑制措置の例外事項の詳細

1 【令第四 2 関係】

就業者である学生として例外事項となる要件

- …入学前 1 年間に於いて①又は②のいずれかの要件を満たし、かつ、受験出願日の 3 か月前から 6 か月前までの間、一都三県その他の通常通学することができる地域に住所を有している場合
- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、② 1 年間の事業所得が 57 万円を超えること

2 【令第四 4 関係】

そのほかの特定地域内学部収容定員を増加させる例外事項

- ① 満 30 歳以上になる者に限定
- ② 受験出願日の 3 か月前から 6 か月前までの間、一都三県その他の通常通学することができる地域に住所を有している者であつて、I 又は II に該当するものに限定
 - I 1 の①又は②のいずれかに該当していた者
 - II 入学前 1 年間に配偶者・子又はそのいずれかと同居
- ③ 次のいずれにも該当する場合に限定
 - I 修業年限の前半（当該修業年限の二分の一を超えない期間に限る。）の期間に特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとされ、かつ、それ以外の期間を一都三県外の地域に所在する校舎で授業を受けることとされていること。
 - II 学生が各年次にわたつて適切に授業を履修するため、特定地域内に所在する校舎で履修科目として登録することができる単位数の上限を適切に定めていること。
- ④ 医学部の地域枠
- ⑤ 我が国において、外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であり、かつ、我が国の教育研究の国際競争力の向上に資する大学であつて、特定地域以外の地域の若者を入学させるおそれが少ないもの

第五 例外事項に係る届出

- 1 法第 13 条各号・法附則第 3 条第 3 号・第 4 号により特定地域内学部収容定員を増加させる場合には、届出書に当該増加に関する計画書・説明書及びそれらに記載する事項を証する書類等を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。
 - ※ 法第 13 条第 2 号に該当する場合には合併、統廃合又は共同教育課程に関する協議の内容を様式に記入することとする。
- 2 届出の時期
 - ① 学校教育法上の認可事項又は届出事項…特定地域内学部収容定員の増加に係る学校教育法の認可申請・届出より前又は同時
 - ② そのほかの場合…特定地域内学部等収容定員を減少させる年度の前年度の 12 月 31 日まで

第六 専門職大学に準ずるもの

大学の専門職学部・専門職学科及び短期大学の専門職学科とする。

第七 法附則第3条第4号「相当程度の準備」の詳細

- 1 意思決定を行うべき内容（①～③の全て）
 - ①特定地域内学部収容定員を増加する方法（大学の設置、収容定員増など）
 - ②増加させる特定地域内学部収容定員の数
 - ③関係する全ての校舎の所在地（建設予定地を含む。）
- 2 公表の方法
刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法
- 3 支出
特定地域内学部収容定員を増加させる目的で行う次のいずれかに該当するもの
 - ①校舎の建設等（新築、増設、改築、改修）又は購入・借受け
 - ②校舎の建設等の工事に関する施行・設計・監理・調査
 - ③校舎を建設等するための土地の購入・借受け・整備
 - ④教育の用に供する施設の整備又は機械・器具の購入等（必要な校舎が既に建設等されている場合であり、特定地域内学部収容定員の増加に必要な量を準備した場合に限る。）
- 4 1～3の準備の時期
 - ①学校教育法上の認可事項・・・平成29年9月30日まで
 - ②そのほかの事項・・・平成30年9月30日まで

※施行期日・・・平成30年10月1日を予定